

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

05 06 07 08 09 **10** 11 12 13 14 15 16 17 18 19 **20** 21 22 23 24 25 26 27 28 29 **30** 31

八代通運株式會社定款

八代通運株式會社定款

第一章 總 則

第一條 當會社ハ八代通運株式會社ト稱ス

當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 小運送業

二 貨物自働車運送事業

三 勞務請負及勞務給業

四 保險業其地ノ代理業

五 委託販賣業

六 營業上關係ヲ有スル他ノ會社ノ株式引受又ハ有利事業

ノ投資

七 前記各項ニ關聯スル業務

本會社ノ資本金ハ拾萬圓トス

本會社ハ本店ヲ八代郡太田鄉町萩原五百九番地ニ球磨川支

第三條

第四條

店ヲ八代郡八代町字袋町貳百拾番地ノ貳ノ拾ニ置ク
但シ必要ニ應ジ支店又ハ出張所ラ設置スルコトヲ得

本會社ノ公告ハ九州日々新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第五條 第二章 株式

第六條 本會社ノ株式總數ハ之ヲ貳千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾

圓トス

第七條 株券ハ記名式ト爲シ壹株券、拾株券、百株券ノ三種トス
第八條 株金ノ第壹回拂込ハ壹株ニ付金參拾七圓五拾錢トシ第貳
回以後ノ拂込金額及ビ期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ
定ム

第九條 株主ガ株金ノ拂込ヲ遲滯シタルトキハ其遲滯額ニ對シ拂
込期日ノ翌日ヨリ拂込ノ實行當日迄金壹百圓ニ付壹日金
四錢ノ割合ヲ以テ當會社ニ延滯損害金ヲ支拂ヒ且ツ遲滯
ニ因ナ夫レ以上ノ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ損害ヲ賠償

第十條

スルコトヲ得ス

第十條 株券ヲ毀損シ又ハ株券ノ分合ヲ爲スタメニ新株券ノ交付
ヲ要求スルモノハ當會社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ株
券ヲ添ヘテ差出スペシ

第十一條

スルコトヲ得ス

第十二條 株券ノ象夫ニ依リ再交付ヲ要スルモノハ商法第二百三十
條ノ規定ニ從ツテ公示催告及ビ除權判決ノ手續ヲ執リ該
判決ノ正本又ハ其ノ證明書ヲ差出スコトヲ要ス

第十三條

スルコトヲ得ス

株式ヲ讓渡シタルトキハ其ノ讓渡人及ビ讓受人ハ當會
社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ連署ノ上株券ヲ添ヘテ名

義書換ヲ請求スベシ
相續譲贈又ハ法律上ノ規定ニ依リ株式ヲ取得シタル者ハ
當會社所定ノ書式ニ據ル記載ヲ爲シ記名捺印ノ上其ノ事

第十條

實ヲ證明スペキ書類及ビ株券ヲ添ヘテ名義書換ヲ請求ス
ベシ

第十六條

株券ノ名義書換及新株券ノ交付ニ付テハ左ノ手數料ヲ徵
收ス

一 株券名義書換料 株券壹枚ニ付 金 拾 錄

一 新株券發行料 株券壹枚ニ付 金 五拾 錄

當會社ハ每計算期終了ノ翌日ヨリ其ハ定時株主總會終了
ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス

臨時株主總會ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其ノ株主總會終了
ノ日迄並ニ株金拂込催告後其未拂込ニ係ルモノニ對シテ
モ亦同ジ

第十八條

株主ハ住所氏名及ビ印鑑ヲ當會社ニ届置クベシ變更シタ
ル場合モ亦同ジ

第十九條

本會社ガ株主ニ對シテ爲スペキ通知及催告ハ株主ガ屆出
モ亦同ジ

デタル住所ニ宛テ之ヲ發ス株主ガ前條ノ手續ヲ怠ルトキ
ハ本會社ハ諸般ノ通知及催告ニ關シ其ノ責ニ任セズ

第三章 株 主 總 會

第二十條

定期株主總會ハ毎年四月及十月之ヲ招集シ必要ニ應ジ臨
時株主總會ヲ招集ス

第二十一條

株主總會ノ議長ハ專務取締役之ニ當り專務取締役事故ア
ルトキハ他ノ出席取締役之ニ當ル

第二十二條

株主ノ議決權ハ各壹株ニ付之ヲ壹個トス

第二十三條

株主ハ其ノ議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコト
ヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ委任狀ヲ本會社ニ提出ス
ルコトヲ要ス

第二十四條

株金ノ拂込ヲ愈リタル株主ハ其ノ拂込ヲ完了セザル間ハ
議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二十五條

總會ノ決議ハ出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可

否同歎ナルトキハ議長之ヲ決ス

總會ノ議長ハ株主トシテ其ノ議決權ノ行使ヲ妨げズ
總會ニ於ケル議事ノ經過要領及其ノ結果ハ之ヲ議事錄ニ
記載シ議長並ニ出席シタル取締役、監査役之ニ署名スル
コトヲ要ス

二十七條

第四章 役員

第二十七條 常會社ニ取締役三名、監査役二名ヲ置ク

第二十八條 取締役ハ壹百株以上監査役ハ五拾株以上ヲ有スル株主中
ヨリ株主總會之ヲ選任ス

第二十九條 取締役ノ任期ハ參箇年監査役ノ任期ハ貳箇年トス但シ
再選ヲ妨げズ

其ノ任期中ノ算最終ノ決算期ニ關スル定期株主總會ノ終
結前ニ満了スルトキハ該總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ
伸長スルモノトス

第三十條

補缺選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
取締役又ハ監査役ニ缺員アルモ法定ノ人員ヲ缺カズ且ツ
業務上支障ナキトキハ次ノ定期株主總會迄補缺選舉ヲ延
期スルコトヲ得

第三十一條

取締役ハ其ノ在任中自己ノ所有スル本會社株式壹百株ヲ
監査役ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ供託株券ハ取締役が退任後ノ定期株主總會ニ於テ
其ノ在任中取扱ヒタル事項ノ承認ヲ得ル迄之ヲ還附セザ
ルモノトス

第三十二條

取締役ハ互選ヲ以テ專務取締役一名ヲ選任ス
車務取締役ハ當會社ヲ代表ス

第三十三條

支配人ハ車務取締役ヲ補佐シ其ノ指揮命令ニ從ヒ業務ヲ
執行ス

第三十四條

取締役及ビ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第三十五條

當會社ハ毎年三月末日及九月末日ヲ以テ決算期トス

第三十六條

當會社ノ損益決算ハ毎營業期ニ於ケル總收入金ヨリ一切ノ經費損失及消耗金ヲ差引キタルモノヲ利益トシ左記ノ

金額ヲ控除シタル殘額ヲ株主ニ配當ス

但シ内幾分ヲ別途積立金又ハ後期繰越金トナスコトヲ得

第一利益金百分ノ五以上

法定積立金

第二利益金百分ノ十五以下

役員賞與金

第三十七條 株主配當金ハ其ノ決算期末現在ノ株主ニ對シ之ヲ爲ス

株主配當金ハ利益金配當通知ノ日ヨリ起算シ滿參箇年ヲ経過スルモ請求ナキトキハ其請求權ヲ拠棄シタルモノト

看做シ本會社ノ取得ト爲ス

附 則

第三十九條

當會社ノ負擔ニ歸すべき創立費用ハ金壹千圓以内トス

第四十條 當會社ノ成立後ニ譲受タルコトヲ約シタル財產其ノ價格及譲渡人ノ氏名左ノ如シ

一 財產及價格

レ 賦業權 貳萬六千圓

(同)能本縣八代郡太田鄉町字萩原五百九番地

店舗 壱棟貳金貳坪

但シ此價格金四百四拾圓

外能本縣八代郡八代町字袋町貳百拾番地ノ貳ノ拾

店舗 壱棟貳拾五坪

但シ此價格金五百四拾圓七拾四錢

(同)能本縣八代郡八代町字袋町貳百拾番地ノ貳ノ拾

件字 廣棟拾坪

但シ此價格金貳百貳拾五圓

△右 同 所

便所 壱坤壹坪

但シ此價格金貳拾圓

△右 同 所

倉庫 壱棟拾坪

但シ此價格金參百圓

△右 同 所 太田郷町字萩原五百九番地

便所 壱棟壹坪

但シ此價格金拾五圓

△荷 車 貳臺

但シ此價格金參拾圓

△リヤカー 參臺

但シ此價格金六拾參圓

△自 轉 車 五臺

但シ此價格金百圓

△チンチヨー 壱組

但シ此價格金貳圓五拾錢

△電 話 貳基

但シ此價格金千四百七拾圓

△シ 一 下 五枚

但シ此價格金九四拾六圓

△衡 臺 壱臺

但シ此價格金四拾圓

△机 椅子外什器

但シ此價格金六百六拾圓參拾錢

△日本通運株式會社 五拾五株

但シ此價格金參千六百五拾七圓五拾錢

ノ 大北火災海上保険株式會社株式拾株

但シ此價格金百貳拾五圓

讓渡人 八代運送合資會社

ニ 財產及價格

(イ) 营業權 壱萬壹千五百圓也

(ロ) 自轉車 貳臺

(ハ) 電話 壱基
但シ此價格金五拾圓也

(ニ) 机、椅子外什器

但シ此價格金八拾圓

(ホ) 日本通運株式七株

但シ此價格金四百六拾五圓五拾錢

讓渡人 球磨川運輸店 坂田継一

第四十一條

本會社ノ設立ニ當リ發起人ノ引受クベキ株數及發起人ノ住所氏名左ノ如シ

住 所 住 所 松 尾 深
住 所 熊本縣八代郡八代町字東本町貳拾番地
一六百五拾株

一五 百 株 坂 田 継 一
住 所 熊本縣八代郡八代町字萩原五百八番地

一五 百 株 水 洗 正 太 郎
住 所 熊本縣八代郡太田鄉町字萩原五百八番地

一 壱 百 株 勝 野 真 一 郎
住 所 鹿兒島縣鹿兒島市高麗町七百五拾八番地

一 壱 百 株 水 洗 龍 太 郎
住 所 熊本縣八代郡八代町字袋町九拾番地

一 壱 百 株 坂 田 眞 一
住 所 熊本縣八代郡八代町字袋町貳百貳拾壹番地ノ壹ノ參

住

所

熊本縣八代郡八代町字東本町貳拾番地

一五

拾株

松

尾

テ

イ

右八代通運株式會社設立ニ付商法第百六十六條及第百六十八條依リ本定款ヲ作成シ發起人一同左ニ記名捺印スルモノナリ

昭和拾五年參月貳拾五日

八代通運株式會社發起人

松坂勝水水坂松

尾田洗洗田尾

正繼龍太郎太郎

深一郎

テ

真

一郎

イ